

令和4年 第11回

京田辺市教育委員会定例会

令和4年11月16日(水)

令和4年第11回教育委員会定例会会議録

1 日時・場所

令和4年11月16（水）午前10時
京田辺市役所3階305会議室

2 出席委員

教育長	山岡	弘高
委員（教育長職務代理者）	西村	和巳
委員	藤原	孝章
委員	上村	真代
委員	伊東	明子

3 出席職員等 職・氏名

教育部長	藤本	伸一
教育指導監	上原	正章
教育部副部長	鈴木	一之
教育総務室担当課長	北尾	卓也
こども・学校サポート室総括指導主事	片山	義弘
学校教育課長	田原	暁
学校給食課長	西村	明
社会教育課長	七五三	和広
（事務局）教育総務室主査	鈴木	勝浩

（兼務職記載省略）

4 日程

- 1 開会宣告
- 2 議事日程報告
- 3 日程第1 教育行政報告
- 4 日程第2 協議 第2期京田辺市子ども・子育て支援事業計画の改定について
- 5 日程第3 報告第15号 （仮称）大住こども園に係る重要事項説明書（素案）の修正について
- 6 日程第4 議案第35号 幼保連携型認定こども園の設置等に関する意見について
- 7 日程第5 議案第36号 京田辺市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部改正について
- 8 日程第6 協議 京田辺市立こども園の設置及び管理に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の改正内容について

- | | | | |
|----|------|----|-----------------------------------|
| 9 | 日程第7 | 協議 | 京田辺市立こども園預かり保育実施要綱の内容について |
| 10 | 日程第8 | 協議 | 令和4年度京田辺市一般会計補正予算（第6号）
（案）について |
| 11 | 閉会宣言 | | |

1 開会宣告

教育長 定刻となりましたので、ただいまから令和4年第11回京田辺市教育委員会定例会を開会いたします。出席数は5名で、定足数を満たしております。

2 議事日程報告

教育長 本日の議事日程は、さきにお配りさせていただいているとおりでございます。

3 日程第1 教育行政報告

それでは日程第1、教育行政報告を議題とします。
事務局から報告願います。

教育部長 教育行政報告をさせていただきます。

- 10月26日、令和4年第3回市議会定例会での採決が議場で行われました。
- 27日、京都府都市教育長協議会が京丹後市役所で開催されました。
- 28日、市指導主事計画訪問が大住小学校で行われました。西村職務代理者、藤原委員が出席されました。
- 11月1日、近畿市町村教育委員会研修大会がオンラインで開催されました。
- 2日、第2回総合教育会議が全員協議会室で開催されました。
- 同日、教育委員会臨時会が全員協議会室で行われました。
- 3日、教育委員会表彰式が商工会館C I Kビルにおいて行われました。
- 4日、市指導主事計画訪問が田辺東幼稚園で行われました。西村職務代理者等にご出席をいただきました。
- 同日、草内幼稚園の創立50周年記念式典が草内幼稚園で行われました。
- 5日と6日、京田辺市民まつり2022が中央公民館、多目的広場にて開催されました。
- 8日、文教福祉常任委員協議会が委員会室で開催されました。
- 9日、第2回山城地方教育長会議が府田辺総合庁舎で開催されました。
- 同日、近畿地区中学校技術・家庭科研究大会京都大会が文化パーク城陽で開催されました。
- 11日、京都府内市町教育委員会研修会がルビノ京都堀川で開催されました。
- 14日、市指導主事計画訪問が田辺中学校で行われました。西村職務代理者、伊東委員にご出席をいただきました。
- 15日、市指導主事計画訪問が草内幼稚園で行われました。上村委員に出席いただきました。

続きまして、議会報告をさせていただきます。別紙1をご覧ください。

11月8日に開催されました文教福祉常任委員協議会の概要でございます。

小学校給食調理業務の民間委託についてです。会計年度任用職員の取り扱い、あるいは直営から民間委託することについての引継ぎ、あるいは民間業者が撤退した場合のリスク管理などについてご質問がありました。

教育行政報告につきましては以上でございます。

教育長 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

教育長 質疑なしと認めます。

これで日程第1、教育行政報告を終わります。

4 日程第2 協議 第2期京田辺市子ども・子育て支援事業計画の改定について

教育長 日程第2、協議、第2期京田辺市子ども・子育て支援事業計画の改定についてを議題とします。

本件について説明願います。

輝くこども未来室長

協議案件、第2期京田辺市子ども・子育て支援事業計画の改定について、資料に基づいてご説明します。

第2期京田辺市子ども・子育て支援事業計画とは、法定計画として令和2年3月に策定しています。同計画には、幼稚園や保育所の教育・保育のニーズ量の見込みや確保方策（提供量）、各種子育て支援施策などを定めております。計画期間は、令和2年度から6年度までの5年間です。

中間年見直しですが、令和4年3月に内閣府から中間年の見直しのための考え方が示されており、令和3年4月1日時点での支給認定区分ごとの実績値と計画書のニーズ量の見込みを比較し、10%以上乖離のある場合は、原則として見直しが必要とされ、要因分析及びそれに基づく見直し作業を行うこととされました。

本市の中間年見直しの方向性は、国の考えに基づき、見直しは令和3年度の実績値で見直すこと。また、見直し年度は令和5年度と令和6年度とし、実績値とニーズ量の見込みの乖離が10%以上あるものは原則見直しを行います。ただし、新型コロナウイルス感染症の予防対策により平常時と異なる状況であった事業は見直さないことにしました。

新設される認可保育園1園と小規模保育事業所3施設については、小規模保育施設3カ所と新たに事業が始まりました体調不良児対応型保育事業について、確保方策（提供量）に含まれていないことから、見直し作業を行いました。

また、令和3年7月に策定いたしました第1期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画に基づき再編整備を進めていることから、確保方策の見直しを行うこととしました。

中間年見直しを行う項目としては、児童数の推計（3歳から5歳児のみ）、幼稚園、認定こども園の幼稚園枠のニーズの見直し、保育所枠のニーズの見直し、第1期幼保再編整備計画により認可保育園と小規模保育事業所の新設、休園する施設があることから、確保方策の見直し。最後に病児・病後児保育事業につきましては、本計画策定後、民間こども園で事業が始められたことから、確保方策を見直します。

改定スケジュールにつきましては、年内に庁内会議、教育委員会、市議会、子ども・子育て会議を経まして、パブリックコメントを1か月間実施します。パブリックコメント終了後は、提出されました意見の取りまとめを行い、庁内会議、教育委員会、市議会、子ども・子育て会議に見直し計画の最終案を報告し、今年度末までに改定を行います。

児童数の推計とニーズ量の見込みについて、(1) 3から5歳児の児童数推計の見直しについては、計画期間内の推計児童数と実児童数の乖離率は、令和2年度が95.5%、3年度が94.9%、4年度が91.6%になっており、この3年間の平均は94.0%になっております。推計人口は計画作成上基礎となる数値であることから、計画精度を高めるため、当初の推計値を94%で見直すこととし、令和5年度の児童数推計は2,105人の94%に当たる1,979人で、令和6年度は2,070人の1,946人で見直すこととしました。

次に、(2) 1号認定子どもの実績量の内訳の見直しですが、令和2年度から4年度につきましては実績の量で示しております。今回見直しを行います5年度と6年度の見込み量について、幼稚園では既に令和5年度の入園申込み受付が終了していることから、令和5年の入園申込み数を令和6年度の見込み量とし、結果、1号認定子どものニーズ量の見込みは952人というふうになったところでございます。

次に、(3) 2号認定子どものニーズ量の見直しは、就学前児童においてどこの施設にも通わない、いわゆる在宅での保育をされている児童が一定程度おられる事実がありますが、この人数は、就学前児童数から1号認定子ども(幼稚園等に所属)と2号認定子ども(保育所等に所属)分を差し引いた分で推計ができます。これにより、表中の③在宅保育児の欄、令和2年度におきましては62人、3年度につきましては49人、4年度につきましては50人となり、この3年間の就学前児童数に対する割合は2.4%となりました。このことから、在宅で保育をされている児童数は令和5年度の児童数推計1,979人の2.4%に当たる47人、6年度の児童数推計1,946人の2.4%に当たる47人で推計在宅保育数としました。これにより、2号認定子ども(保育所等に所属)のニーズ量は、就学前児童数から1号認定子どもと在宅での保育の児童数を差し引いた分が2号認定子どもとなりますので、表中の⑦中間年見直し、2号認定子どもの見込みの欄、令和5年度は1,979人から47人と952人を差し引いた980人、6年度は1,946人から47人と952人を差し引いた947人といたします。

資料3は、資料2で説明しました結果を一覧にしたもので、アンダーラインを引いてある数値が今回見直す数値となります。

令和5年度は、児童数推計2,105人が1,979人に、1号認定子どもは1,258人が952人になります。なお、1号認定子どものうち、1号3歳児以上教育希望と新2号、教育希望が強い割合は、この計画期間中は7対3の割合となっておりますので、今回の見直しも7対3の見直しで区分をいたしております。これにより、952人のうち教育希望が666人、教育希望が強いが286人となりました。2号認定子どもは800人が980人になりました。令和6年度は児童数推計が2,070人が1,946人に、1号認定子どもは1,237人が952人に、952人のうち1号3歳以上教育希望が666人、新2号教育希望が強いが286人となりました。2号認定子どもにつきましては787人が947人になったところでございます。

資料4は、幼稚園、保育所、こども園、小規模保育事業所等の確保方策(提供量)で、各施設の認可定員を記載しております。表中、網かけをしている部分が今回の見直し作業

の対象となる新設された施設や統合、休園する施設になります。

まず、市立田辺幼稚園は、第1期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画に基づき休園となることから、令和6年度から新3歳児の新規入園募集を停止いたします。よって、令和6年度は定員数のうち3歳児の1学年分60人を減らしております。また、令和5年度に大住幼稚園が（仮称）大住こども園に移行することから、提供量を定員180人から184人に調整して、認定こども園の欄に移行しております。

保育所の欄については、定員45人のウエルネス保育園、小規模保育事業所の欄の定員19名のニチイキッズ、ほほえみ保育園、わいわいは、本計画策定後に新設された、または新設される予定ですので、それぞれ追加いたしております。

続きまして、資料5をご覧ください。

資料5は、ただいまご説明した資料3と資料4をまとめたものとなります。表中の①教育・保育ニーズの見込みが資料3の数値、②施設の定員（認可定員）確保方策が資料4の数値となります。子ども・子育て支援事業計画は需給計画ですので、ニーズ量の見込み、市民の希望分を確保方策（提供量）、施設の認可定員のほうで受け入れることができるかどうかを③の過不足の欄であらわしております。

③の過不足の欄でここは無印ですけれども、プラス表記につきましても、確保方策がニーズ量の見込みを上回っており、施設に余裕があることとなります。また、その反対でマイナス表記はニーズ量の見込みが確保方策を上回っている状態となります。よって、このマイナス表記がされている状態は、待機児童が発生という状況になっていることとなります。しかしながら、施設での利用定員の弾力化、拡大や他地域への広域入所等によって対応できておりますので、待機児童は発生しない見込みです。

資料6は、体調不良児対応型保育事業の確保方策の見直しとなります。体調不良児対応型保育事業は、令和3年4月に開園いたしました、みんなのき三山木こども園で事業が初めて始まりました。また、令和5年4月に開園する（仮称）大住こども園で事業を行うことといたしております。同計画では、大住こども園の実施箇所分として令和5年、6年度で対応しておりましたが、提供量までは対応いたしておりませんでした。今回の見直しに合わせて対応するものでございます。

見直し期間となります令和5年度、6年度とも実施箇所はみんなのき三山木こども園（仮称）大住こども園の2園となります。提供量につきましても、両施設とも月20日間の運営、12カ月、1年間。1日の最大受入れが2人となりますので、年間480人といたしております。2施設の合計960人で見直しを行いたいと考えております。

最後に、資料7でございます。この資料は、計画書の新旧対照表となります。

説明については以上でございます。

教育長 ただいま説明がりましたが、ご質問、ご意見等ありませんか。

西村委員 この5年、6年については見直しで、最終の計画時の数値が加減されるということの理解でよろしいでしょうか。

輝くこども未来室長 計画の数値より実績数が下がっておりますので、それに合わせて計画を変えていくということでございます。

教育長 ほか、ご質問等ございませんか。

資料5について、令和4年度は実績に対応した定員の修正ですが、見直しは5年、6年分の見直しをしている部分で、4年についても修正を入れるという理解でよろしいですか。

輝くこども未来室長 今回の見直しは5年度分と6年度分といたしております。5年度分で4年度分を記載させていただいているのは小規模保育事業所、ニチイ学館が4年で開所しておりますので、対比しやすいようにということで、今回4年度分の表を掲載させていただきました。なおかつ小規模保育事業所のところ13の6でアンダーラインを入れていますが、ここはそもそも計画当初はなかったものでございますので、この分を5年度、6年度と対比しやすいようにと思って掲載をさせていただいています。結果的には5年度、6年度しか改定をいたさない形を取ります。

教育長 ご質問等ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

教育長 なしと認めます。

日程第2、協議、第2期京田辺市子ども・子育て支援事業計画の改定についての件を終わります。

教育長 日程第3、報告第15号から日程第8、協議までは、京田辺市教育委員会会議規則第17条第4号、「会議を公開することにより関係機関の事務の執行に関し著しい支障が生じるおそれのあること」に該当すると思われまますので、会議を公開しないこととしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

教育長 異議なしとのことでございますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、会議を非公開といたします。

(出入口施錠)

5 日程第3 報告第15号 大住こども園に係る重要事項説明書(素案)の修正について

教育長 日程第3、報告第15号、(仮称)大住こども園に係る重要事項説明書(素案)の修正についてを議題とします。

本件について説明願います。

輝くこども未来室担当課長 報告第15号、(仮称)大住こども園に係る重要事項説明書(素案)の修正についてご報告申し上げます。

本件は、令和5年4月開園予定の(仮称)大住こども園に係る重要事項説明書(素案)の修正について報告するものです。

9月の定例会において素案として報告した際に、いくつかのご意見を頂戴しましたので、それを踏まえ見直しを行ったところです。

主な変更点についてご説明します。

表紙ですけれども、今の「重要事項説明書」だけではどういう内容のものか端的に分からないのではというご意見をいただきましたので、今回は「こども園のしおり」というタイトルを入れて、括弧書きで重要事項の説明に変更しました。

しおりの2ページ目、項目2番の「教育及び保育の理念」について、変更前は「様々な体

験を通して主体的に活動し」としていましたが、「遊びや体験を通して」に訂正しました。本市の幼児教育で大事にしている部分の「遊び」というところの文言を新たに追加したところがございます。運営方針④で見直し前は「子育て支援の拠点として、地域で安心して子どもを育てる環境づくりに努め、子育てのパートナーとなり支援します」としていました。この「子育てのパートナー」ですけれども、自治体の支援はもっと実直に行うものだと思いますので、分かりやすい文言がより適切とし、文言の修正を行いました。

3点目は、目指す子ども像を3ページの図に集約いたしました。

4点目は、4番、教育及び保育の内容の項目ですけれども、当初、「小学校へつなぐ」としていましたが、「小学校教育へつなぐ」がより適切として訂正しました。

5ページ目、クラス編制については、クラスの名称のところで、地域の由来を反映させてはどうかというご意見をいただきましたので、クラス名に「もも」を入れました。

報告は以上です。

教育長 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

西村委員 前回のいろいろ議論をお含みいただきまして、しっかりと検討いただきましてありがとうございました。

教育長 ほか、よろしいですか。

(「なし」と言う者あり)

教育長 質疑なしと認めます。

日程第3、報告第15号、(仮称)大住こども園に係る重要事項説明書(素案)の修正についての件を終わります。

6 日程第4 議案第35号 幼保連携型認定こども園の設置等に関する意見について

教育長 次に、日程第4、議案第35号、幼保連携型認定こども園の設置等に関する意見についてを議題とします。

本件について説明願います。

教育総務室担当課長 議案第35号、幼保連携型認定こども園の設置等に関する意見についてご説明いたします。

本件は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第2項の規定に基づく市長からの意見聴取について、教育委員会から提出すべき意見を決定するため提案するものでございます。

法律第27条第2項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設置等に関して市長から教育委員会に意見の聴取がありました。その意見の内容は、先日の第3回臨時会で意見聴取のあった、京田辺市が設置する幼保連携型認定こども園に関する教育委員会の意見聴取に関する規則において教育委員会に聴取することと定められた内容に該当するものでございます。

内容につきましてご説明させていただきます。

第1、幼保連携型認定こども園の設置についてです。

1の趣旨といたしましては、小学校就学前の子どもに対し、教育及び保育を一体的に提供す

るとともに、地域の子育て家庭に対する支援を行うため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第12条及び地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、本市に幼保連携型認定こども園を設置するというものでございます。

2の名称及び設置場所につきまして、名称は、京田辺市立大住こども園、設置場所は京田辺市大住池平32番地4になります。

3の設置日につきましては、令和5年4月1日となります。

4. 市立幼稚園の廃止につきましては、設置日をもって、既存の京田辺市立大住幼稚園を廃止することになります。

それ以降は、5. 京田辺市立大住こども園の利用定員について、6. 事業内容について、7. 職員組織について、8. 園医等について、9. 学年及び学期について、10. 休業日及び臨時休業日について、11. 開園時間について、12. 保育料等について、13. 緊急時における対応方法及び非常災害対策について、14. 虐待の防止のための措置などについて、記載とおりの内容にするものでございます。

続きまして、第2、教育課程に関する基本的事項になります。

教育課程その他の教育及び保育の内容について、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、教育及び保育の提供を行う。そして教育及び保育の提供を行うに当たっては、園長は教育及び保育の内容に関する全体的な計画及び指導計画を作成します。

市長から教育委員会への意見の聴取内容につきまして、教育委員会として特に問題がないと考えますので、別紙のとおり、異議はないという意見を行うことについて、教育委員会の議決を求めたく考えるものです。

説明は以上になります。ご審議よろしくお願いいたします。

教育長 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

教育長 質疑なしと認めます。

日程第4、議案第35号、幼保連携型認定こども園の設置等に関する意見について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

教育長 異議なしと認め、本件は原案のとおり決しました。

7 日程第5 議案第36号 京田辺市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部改正について

教育長 日程第5、議案第36号、京田辺市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部改正について議題とします。

本件について説明願います。

輝くこども未来室担当課長 議案第36号、京田辺市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部改正についてご説明します。

本件は、令和5年4月から(仮称)大住こども園が開園し、同園においても預かり保育事業を実施することに伴い、市立の幼稚園の預かり保育について運用の見直しを行うため、所要の改正を提案するものです。

主な変更点について説明します。させていただきます。

まず、第5条の対象者に係る規定の整理を行いました。従前は定期利用をされる方のみ申込み理由を求めていましたが、一時的な利用の方にも同様に申込み理由を求めることとしましたので、文言を整理しています。

次に、同じく第5条第2項で、実費徴収が未納の場合における利用制限を追加します。これは事業を利用できない制度として、預かり保育料に未納がある場合のほか、例えば日用品、文房具、その他、特定教育・保育に必要な物品の購入費用や行事への参加における費用など実費徴収に未納がある場合についてを新たに加えることになります。

第10条、変更の届出等の取り扱いについて、従前は利用するに当たって、利用内容に変更が生じた場合は、定期利用の方と一時的な利用の方で別々の様式を使っていました。今回、それを一本化して統一を図りました。

説明は以上となります。ご審議よろしく申し上げます。

教育長 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と言う者あり)

教育長 質疑なしと認めます。

日程第5、議案第36号、京田辺市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部改正について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

教育長 異議なしと認め、本件は原案のとおり決しました。

8 日程第6 協議 京田辺市立こども園の設置及び管理に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の改正内容について

次に、日程第6、協議、京田辺市立こども園の設置及び管理に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の改正内容についてを議題とします。

本件について説明願います。

輝くこども未来室担当課長 京田辺市立認定こども園の設置条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の改正内容についてご説明申し上げます。

本件は、令和4年第4回京田辺市議会定例会に提案する標記条例の改正内容について協議するものです。

京田辺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部改正になります。当該条例においては、預かり保育利用料についての規定で、市立では初の認定こども園が設置され、同園でも預かり保育事業が実施されることから、「認定こども園」を追加したものです。

二つ目は、京田辺市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正になります。改正内容は、公務災害補償の対象として、新たに「認定こども園医」を追加するものです。

三つ目は、京田辺市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正です。改正内容は、報酬の支払いの対象として、新たに「認定こども園医」を追加

するものです。

四つ目は、京田辺市都市公園条例の一部改正になります。改正内容は、使用料の減免規定の整備で、10割減免の対象施設として、市立の認定こども園を含む市立の教育・保育施設と文言の整備を行いました。また、5割減免の対象施設として、市内の市立以外の教育・保育施設及び民間の教育・保育事業所を加えて、減免規定の整備を行ったところです。

五つ目は、京田辺市一町田多目的運動広場設置条例の一部改正です。改正内容は、先ほどの都市公園条例の一部改正と同様で、10割減免の対象施設として、市立の認定こども園も含む市立の教育・保育施設と文言の整備を行ったこと、また、5割減免の対象施設として、市内の市立以外の教育・保育施設及び民間の教育・保育事業所を加えて減免規定の整備を行いました。

最後になりますが、京田辺市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正です。この改正内容は、引用条例の名称が変わりますので、その名称の整備になります。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

教育長 ただいま説明がありましたが、ご質問、ご意見等はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

教育長 質疑なしと認めます。

日程第6、協議、京田辺市立こども園の設置及び管理に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の改正内容についての件を終わります。

9 日程第7 協議 京田辺市立こども園預かり保育実施要綱の内容について

日程第7、京田辺市立こども園預かり保育実施要綱の内容についてを議題とします。

本件について説明願います。

輝くこども未来室担当課長 京田辺市立こども園預かり保育実施要綱の内容についてご説明します。

本件は、令和5年4月から(仮称)大住こども園が開園し、同園においても預かり保育を実施することから、その内容について協議をするものです。

第1条、保護者の子育てを支援するとともに、質の高い幼児教育・保育を提供するため、京田辺市立こども園において実施する預かり保育に関し、京田辺市立こども園の設置及び管理に関する条例施行規則第6条第2項の規定に基づき、必要な事項を定めるものです。

第2条、この告示における用語の意義は、京田辺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例において使用する用語の例によっています。

第3条、定期利用と一時利用で、定期利用は1月単位で利用する場合、一時利用は1日単位で利用する場合ということになります。

第4条、預かり保育の対象者は、以下の各号に定める対象者ということにしております。1号で、保護者の就労、就学、疾病、出産、家族の介護・看護等により、教育課程の時間外に一定時間預かり保育を受けることが必要な者。2号で、その他、園長が必要と認める者としております。

2項で、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象者としていないことになっています。(1)は、第13条第4項各号が、実費徴収分で未納がある場合とか、その辺りの規定をしているものになります。

(2)で感染症の疾病に罹患していると認められる場合。

3号、4号はそれぞれ記載のとおりになります。

次、第5条ですけれども、預かり保育の実施日は月曜日から金曜日までとする。ただし、1号から3号までの間は実施しないことにしています。(1)1月2日、1月3日及び1月29日から31日までの間、それから8月13日から16日、いわゆるお盆の期間、3号で、規則第12条第1項第1号イ及びキに規定する休業日ということで、一般に祝日であるとか、災害または感染症発生のため、園長がこども園及び学級を閉鎖する期間、そういう特別な理由が生じた場合になります。

第6条、実施時間ですが、預かり保育の実施時間は午前8時から午前9時まで及び午後2時から午後6時までの間で、園長が指定する時間のうち保護者が希望する時間とします。ただし、長期休業日等にあつては、午前8時から午後6時までの間で園長が指定する時間のうち保護者が希望する時間となっています。

申込みは、利用する保護者の方はあらかじめ園長が指定する日までにこども園預かり保育利用申込書を園長に提出していただくこととなります。ただし、緊急その他やむを得ない場合は、園長の指定する日の後に速やかに提出しなければならないこととなります。

利用内容に変更があつた場合は、第8条で変更の届出をし、第9条で利用の取消しが、それぞれ各号に該当するケースになつた場合については、預かり保育の利用を取り消すことができることとなります。

第10条、預かり保育利用料等ですが、利用に当たっては預かり保育利用料を納付しなければならないこととなっております。

また、必要な事項については市長が別に定めるということとなっております。

この告示は令和5年4月1日から施行するというようにしております。

なお、運営内容は、今、幼稚園で実施している預かり保育の運営と同じであり、こども園が開園するというので、今回改めて要綱の整備に至つたこととなります。

説明は以上です。

教育長 ただいま説明がりましたが、ご質問、ご意見等ありませんか。

西村委員 幼稚園の場合でしたら2時までで、以降預かりしていますけど、それについては別途、先生がついてみることになっていると思いますが、こども園の場合は、幼稚園はありますけど、別途保育園機能がありますから、そこでは3歳児、4歳児、5歳児も6時までという形で、2時以降というのは保育所機能での預かり保育として入るのか、別途、縦割りになっているのか、その辺りはどんなイメージでしょうか。

輝くこども未来室担当課長 縦割りみたいな形でごっそり分けるということは当然しません。あくまで合同保育ということになりますし、委員がおっしゃっておられるように、幼稚園の子どもが2時になったら降園という形になります。預かり保育を利用される方はそこから降園じゃなくて、その後、おやつを提供させていただくこととなりますので、午睡とお

やつがセットで、保育所の子どもと同じ動きをしていくこととなります。利用される方は最低でも4時までは園のほうでお預かりすることになって、その後、おやつを食べてそれから帰ってもらうと、こういう流れになります。

西村委員 というのは混合保育みたいな形になるのか。

輝くこども未来室担当課長 そのとおりでございます。

教育長 ほか、ご質問等ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

教育長 なしと認めます。

日程第7、協議、京田辺市立こども園預かり保育実施要綱の内容についての件を終わります。

10 日程第8 協議 令和4年度京田辺市一般会計補正予算(第6号)(案)について

次に、日程第8、協議、令和4年度京田辺市一般会計補正予算(第6号)(案)についてを議題とします。

本件について説明願います。

教育総務室担当課長 令和4年度京田辺市一般会計補正予算(第6号)案についてご説明させていただきます。

本件は、令和4年度京田辺市一般会計補正予算(第6号)を編成するに当たり、教育に関する事務に係る部分について教育委員会に意見を求めるものでございます。

1ページ目から2ページ目につきましては教育関係予算の集計表になっています。この表の上段、教育費、左から四つ目の欄が補正要求額として2,499万1,000円を上げております。こちらが今回補正予算(第6号)として、教育費全体で要求する金額になります。

令和4年度第6号補正の内訳に基づきまして説明させていただきます。

小学校費、中学校費とも学校管理費においてガス料金の値上げ分に対する対応と新年度の学級増に向けた備品購入等を計上しております。

小学校管理運営費、ガス料金の値上げ分といたしまして471万7,000円、新年度の学級増に伴う備品購入費として454万円、中学校管理運営費ではガス料金の値上げ分として117万7,000円、新年度の学級増に伴う備品購入費としまして117万円、小学校給食運営事業では新年度の学級増に伴う消耗品費として165万5,000円、備品購入費として903万1,000円を計上しております。

幼稚園費も同じくガス料金の値上げ分として9万6,000円、また民間認定こども園職員の処遇改善でも給付費の加算分につきまして260万5,000円を計上しております。

続きまして、4ページをご確認願います。複数年度にまたがる予算執行を行う事業につきましては次のとおり上げさせていただいております。情報教育推進事業の小・中学校サーバー等の更新に係る事業費を計上するもので、令和4年度から10年度までの間の予算として3億1,800万円を計上しています。

小・中学校及び幼稚園健康管理委託事業につきましては、小・中学校及び幼稚園健康管理業務、尿検査について計上させていただくもので、令和4年度から5年度までの間の予算

として330万円を計上しています。

小学校給食調理等業務委託事業は小学校給食調理等業務委託校を1校新たに追加するもので、令和4年度から7年度までの間の予算として7,128万を計上しています。

中学校給食施設整備事業は、中学校給食施設整備に伴い、中学校給食配送用トラックの賃貸借料として計上するもので、令和4年度から11年度までの間の予算として3,168万円を計上しております。

補正予算の説明は以上になります。以上、ご協議お願いいたします。

教育長 ただいま説明がありました。ご質問、ご意見等はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

教育長 なしと認めます。

日程第8、協議、令和4年度京田辺市一般会計補正予算(第6号)案についての件を終わります。

以上で、会議を非公開とすることを終わります。

(出入口解錠)

教育長 本日予定しておりました議事日程は以上でございます。

その他、報告事項等ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

教育長 なしと認めます。

11 閉会宣言

以上をもちまして令和4年第11回京田辺市教育委員会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。